

学校生活における(生徒心得)について

北九州市立門司総合特別支援学校

病弱教育部門 中学部

1. はじめに

中学部における学校生活を通して、自立と社会参加のために必要な力を生徒自らが主体的に身に付けることができるようにするために、以下の生徒心得を定める。

- (1) 門司総合特別支援学校の生徒としての自覚をもち、責任ある行動をとる。
- (2) 自己の適性や将来の進路を考え、常に課題と目標をもって学校生活を送る。
- (3) 自己の病状や健康状態を正しく理解し、健康や行動の自己管理が適切にできるようにする。
- (4) 楽しく有意義な学校生活を送ることができるよう、日頃の学習活動だけでなく、児童生徒会活動や学校行事、体験学習などに進んで参加する。

2. 学習に関する心得

- (1) 学習に集中し、自主的、積極的に活動する。
- (2) 学習グループ内でお互いに助け合い、協力し合う。
- (3) 授業の始まる前に席に着き、学習の準備をする。
- (4) 学習は学校だけではなく、家庭での学習にも力を入れる。

3. 登下校に関する心得

- (1) 通学時には標準服を着用すること。長期休業中の登下校も同様である。やむを得ず標準服以外の服装で登校する場合は、事前に学級担任と相談すること。
- (2) 自力通学については、以下の点に注意すること
 - ① 自力通学(自宅～スクールバスのバス停、自宅～学校)を希望する場合は、**自力通学許可申請書を提出**し、学校長の許可を得るものとする。
保護者の責任のもとに十分な練習を行い、一人で安全な通学ができることを確認すること。
 - ② 登校時間(8:30～8:40)を守り、遅刻や早すぎる登校はしない。
※ 公共交通機関の運行時刻により、登校時間が早くなる場合は、学級担任と相談をする。
 - ③ 自転車通学は禁止とする。
 - ④ 下校の際は、寄り道をせずに直ちに帰宅する。
 - ⑤ 登下校の際は、交通ルール・マナーを守る。安全には十分注意すること。
 - ⑥ 登下校中にトラブルが発生した場合は、速やかに保護者及び学級担任に連絡すること。

4. 欠席・遅刻・早退・忌引き等に関する心得

- (1) 欠席・遅刻・早退の場合は、保護者が学校へ **tetoru** で連絡をする。忌引きの場合も同様である。
(当日の朝 8:00～8:30の間に連絡をする。)
- (2) 忌引きの日数
父母 7日 兄弟姉妹・祖父母 3日 おじおば・おいめい 1日

5.生活等(風紀)に関する心得

- (1) 将来、社会人として必要なマナーを身に付けるため、正しいあいさつや言葉遣い、礼儀作法などを学び、適切な人間関係を築くことができるようにする。
- (2) 常に人を大切にし、思いやりの心をもって行動し、粗暴な言動や行動はとらない。
- (3) 時間を守り、規則正しい生活を送る。特に、登下校の時間や授業開始時間は守ること。
- (4) 登校後は、下校時まで学校外に出てはならない。
- (5) 自己の持ち物を大切に扱い、常に整理整頓を心掛ける。
- (6) 校舎、校具等は大切に扱い、清潔で明るい環境を保つ。
- (7) 次の行動は特に禁止する。
 - ① いじめ
 - ② 暴力、脅迫
 - ③ 飲酒、喫煙
 - ④ 薬物乱用
 - ⑤ 器物破損
 - ⑥ 凶器の所持
 - ⑦ 遊技場(パチンコ店等)の出入り
 - ⑧ 賭博行為
 - ⑨ その他法律、規則に違反する行為

6. 服装・身だしなみに関する心得

- (1) 服装や頭髪等、身だしなみは人柄を表すものであり、常に清潔を心掛け、整えておく。
- (2) 服装については、標準服の着用を基本とする。やむを得ず標準服以外の服装をする場合は、事前に学級担任と相談すること。

- 冬服として(性別に関係なく選択可能)
 - ・スタンダード標準服【Ⅰ型】
 - …上下同色の3ツボタンのスーツスタイル(男子体型用)
 - ・スタンダード標準服【Ⅱ型】ボトムを選べるタイプ(女子体型用)
 - …①スラックス選択時は、上下同色のスーツスタイル
 - …②スカート選択時は、ブレザースタイル
 - ※Ⅰ・Ⅱ型ともにインナーには必ず白無地のポロシャツを着用する
- 夏服として(性別に関係なく選択可能)
 - ・スタンダードⅠ型夏用スラックス(男子体型用)
 - …冬素材よりも薄くて涼しい同デザインのボトム
 - ・スタンダードⅡ型夏用スラックス(女子体型用)
 - ・夏スカート(グレンチェックのスカート)
 - ※どのタイプも上着には、必ず白無地のポロシャツを着用する

- ① 北九州スタンダードを標準服とする(転出・転入を考慮)。
 - ② 下着の色は透けないようにする。ロゴ等はワンポイントまでとする。
 - ③ スカートの長さは、膝が隠れる程度の長さにする。
 - ④ 冬季の防寒着着用については華美にならないよう注意する。詳細は別途連絡する。
- (3) 体操服、上靴等、その他の服装について
- ① 体操服は、学校指定の体操服の着用を基本とするが、今まで使用してきた体操服でも可とする。
 - ② 通学靴、運動靴、かばん、上靴について、学校指定品はないが、華美にならないこと。
 - ③ 靴下は、白・黒・紺などの華美でない色のスクールソックスを着用する。(冬季は黒タイツも可)
 - ④ ベルトの色は黒を基調とする。

(4) 身だしなみについて

- ① パーマ、眉そり、脱色、染髪等は禁止する。
- ② ネックレス、ピアスなどの装身具の使用、及び化粧等は禁止する。
- ③ 頭髪は常に清潔にし、整髪料等は使用しない。
 - ・前髪は、自然に下ろして目、襟、耳にかからない長さとする。
 - ・刈り上げる場合は、自然に刈り上げること(極端な段差を付けない)。
 - ・髭はきちんとそること。
 - ・派手なヘアピンやリボンの使用を認めない。
 - ・前髪は、自然に下ろして目にかからない長さとする。
 - ・後ろ髪は、自然に下ろして肩の線までとする。肩の線を超えた場合は、ゴム(黒、紺、茶など華美でない色)等で結ぶ。(耳の下の位置で結ぶこと)

7. 携行品に関する心得

- (1) 生徒証明書は、常に携帯するとともに、所持品には、全て氏名を明記する。
- (2) 学校生活に必要な物以外は、持ってこない。
(必要以外の現金、トランプ、漫画、カードゲーム、携帯音楽プレーヤー、多機能付き時計等)
- (3) 定期券や腕時計等の貴重品は、登校後に、学級担任に預ける。

8. 携帯電話に関する心得

- (1) 携帯電話は学校の教育活動に直接必要のないものであることから、携帯電話の学校への持ち込みは**原則禁止**とする。
- (2) やむを得ない事情がある場合には、**保護者の申請による許可制**とする。
持ち込み許可の条件としては、以下の通りとする。
 - ① 登下校時(緊急時)の安全確保のために使用すること。
 - ② 保護者が正しい使用法とマナーの徹底した指導に責任をもつこと。
 - ③ フィルタリング機能を設定し、「家庭での使用上の約束」を話し合い、決めておくこと。
 - ④ 学校では、電源を切り学級担任に預けること。
- (3) 所持許可条件に違反した場合は、許可を取り消し、持ち込みを禁止する。
- (4) 友人同士の連絡先等の交換はトラブルを避けるため、禁止とする。

9. 校外での生活に関する心得

- (1) 行き先、用件、一緒に行く人、帰宅予定時間を保護者にはっきり伝え、許可を得て外出する。
- (2) ゲームセンターやカラオケ店等の利用は、保護者や責任をとることのできる大人と一緒にいくこと。
- (3) 18歳未満入場禁止の施設(パチンコ店等)には絶対に立ち入らないこと。
- (4) 保護者同伴以外の夜間外出は、保護者の許可を得る。ただし、遅くとも夜6時までには帰宅すること。
- (5) 友人宅への外泊は認めない。
- (6) 携帯電話やパソコン等で、青少年に有害なサイトには絶対にアクセスしないこと。

以上の生徒心得を遵守し、本校生徒として望ましい学校生活を送ること。